

国土建第 2 1 7 号
平成 2 9 年 9 月 2 6 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

建設工事標準請負契約約款の実施について

建設工事標準請負契約約款については、平成 2 9 年 7 月 2 5 日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より建設業者団体宛に、別添 1 のとおりその実施が勧告されたところです。

今般、同標準約款の改正を踏まえ、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」（平成 2 9 年 8 月 2 5 日付け国地契第 2 2 号、国北予第 8 号）等により、また請負代金内訳書については、「請負代金内訳書の提出について」の一部改正について」（平成 2 9 年 9 月 2 2 日付け国地契第 2 7 号、国官技第 1 4 5 号、国営計第 6 4 号）により改正が行われており、平成 2 9 年 1 0 月 1 日以降に入札契約手続を開始する工事から適用することとしております。

また、別添 2 及び 3 のとおり、各公共発注者及び民間建築発注者団体に対し、同標準約款の実施について改めてお願いしたところです。

貴団体におかれましては、国、地方公共団体をはじめとする各公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の実施について適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対し周知徹底をお願いいたします。